

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	東中筋地区 (森沢・楠島・間・江ノ村・国見・荒川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(森沢) 基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。荒廃した水田は無く、畑も概ね耕作されている状態。10年後の想定としては、良い耕作条件が継続されれば農地の利用・集積は問題ないと考えられるが、課題としては、将来経営体の高齢化を見据えた集落営農の形を検討していく必要がある。</p> <p>(楠島) 基盤整備済の農地と未整備地が混在する地区であり、基盤整備の区域は、概ね耕作・管理されているが、それ以外の未整備地は経営体の高齢化、後継者不足により離農者が出てくる恐れがあり、加えて獣害も発生しており、基盤整備事業導入や、獣害対策等対応が必要となっている。</p> <p>(間) 基盤整備済の農地が大部分となっており、地区外の経営体による農地の集積が進んでいる。荒廃した水田は無く、概ね耕作されている状態。将来、経営体の高齢化を見据え、耕作が困難となった場合の集落外からの担い手確保や、近隣集落営農組織の広域的な利用方法などが課題。</p> <p>(江ノ村) 基盤整備未整備の地区であり、多くの農地で遊休化が進んでいる。現在耕作されている農地については将来、経営体の高齢化を見据え、耕作が困難となった場合の集落外からの担い手確保や、近隣集落営農組織の広域的な利用方法など、地区で守っていく農地の耕作継続が課題。</p> <p>(国見) 基盤整備未整備の地区であり、今のところ水稻を中心に地区内の経営体で概ね耕作されている状態であるが、今後、高齢化、後継者不足により地区内の経営体だけでは耕作放棄が発生する恐れがある。</p> <p>(荒川) 基盤整備未整備の地区であり、今のところ水稻を中心に地区内の経営体で概ね耕作されている状態であるが、今後、高齢化、後継者不足により地区内の経営体だけでは耕作放棄が発生する恐れがある。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要 ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	374.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	237.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する
- ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

(森沢)

地域内には担い手が存在し、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。現在、ほぼ全ての農地について地区内の経営体が耕作しているが、10年後以降を見据えた農地の在り方についても検討していく。集落営農組織の設立も視野に入れた検討を行う。

(楠島)

現在は、個人の経営体を中心に耕作が行われているが、将来的に耕作困難な農地が発生する場合を想定し、地区で設立されている集落営農組織の利用により農地集積を推進していく。基盤整備実施予定。

(間)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る。

(江ノ村)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る必要がある。

(国見)

地区内の経営体のみでは将来的に耕作継続が難しいと思われることから、集落営農組織を含めて、近隣の他集落からの耕作者受け入れを推進していく。

(荒川)

地区内の経営体のみでは将来的に耕作継続が難しいと思われることから、集落営農組織を含めて、近隣の他集落からの耕作者受け入れを推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

楠島地区において基盤整備事業を実施することで農作業の効率化を推進する。また、その他の地区においても農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後も安定的に耕作維持を図るために、中心経営体の担い手や集落営農組織、地区内で確保できない場合には地区外からの雇用等を含め、地区全体で農業振興を図ることが必須となる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

中村地域営農協議会(広域連携組織)でドローン等を導入し、集落営農組織等で活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②楠島地区において、一部の農地で有機農業に取り組んでいる。
- ③ドローン・草刈り機・IT等を導入し、省力化を図る。
- ⑤優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止に取り組む。
- ⑦土地条件の良好でない農地については、保全管理を行う。
- ⑧良好な農地で集積を進めるため、補助事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。